

生駒市参加支援・アウトリーチ等推進業務会計年度任用職員取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市福祉政策課の重層的支援体制整備事業の内、包括的支援体制構築事業にかかる参加支援・アウトリーチ等推進業務に従事する会計年度任用職員（以下「任用職員」という。）の任免、職務、報酬、勤務時間、服務に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命等)

第2条 任用職員は、相談支援包括化推進業務に関する専門的知識を有し、かつ、次に掲げる条件のいずれかを満たす者を任命権者が任命する。

- (1) 保健医療福祉その他相談援助に係る資格を有する者で、福祉分野における相談支援機関において実務経験を有する者
- (2) 前号に準ずる者であって、参加支援・アウトリーチ等推進業務の実施に必要な学識経験を有する者

(職務)

第3条 任用職員は、次に掲げる職務に従事する。

- (1) 利用者が社会とのつながりをもてるよう社会資源へつなぎ、定着するよう参加支援を行うこと
- (2) アウトリーチを必要としている方に対して、訪問等による相談支援業務を行うこと
- (3) 前号に掲げるもののほか、生駒市福祉政策課の重層的支援体制整備事業にかかる業務に関すること
- (4) その他任命権者が必要と認める業務

(服務)

第4条 任用職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、本市の規則及び規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(解任)

第5条 任命権者は、任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該任用職員の任命を解くことができる。

- (1) 退職届を提出し、かつ、任命権者に承認されたとき

- (2) 勤務実績が良くないとき
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (4) 任用職員として不信行為があったとき、又は本市の信用を著しく失墜する行為があったとき
- (5) 職務を怠り、又は所属長の指示に従わないとき
- (6) 刑事事件に関し起訴されたとき

(報酬)

第6条 任用職員には、次の区分に応じて報酬を支給する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 別表第1の給料表2級75号給に定める月額 $\div 38.75 \times 1$ 週間当たりの正規の勤務時間（1円未満の端数切捨て）

(勤務時間等)

第7条 勤務日及び勤務時間（以下「勤務時間等」という。）は、任命権者が定めるものとする。

2 任命権者は、前項の規定に関わらず、必要と認める場合は職務に応じて事前に勤務時間等を変更することができる。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。